

令和6年度第2回静岡市障害者施策推進協議会 会議録（書面開催）

日 時 令和6年11月5日（火） から 令和6年11月26日（火） まで

出席者

（委員）

渡邊英勝委員（会長）、浅野一恵委員、安藤千晶委員、
井出容敬委員、河原崎佐敏委員、小菅翔太委員、鈴木裕子委員、
寺田修委員、伏見隆次委員、望月建志委員

欠席者

（委員）

鈴木晴久委員、苦竹幸枝委員、深澤明子委員

議 題

- （１）「（仮称）静岡市手話言語条例」骨子案について
- （２）共生社会の実現を目指す条例を基盤とした施策について

会議内容

議題１ 「（仮称）静岡市手話言語条例」骨子案について

ご意見	なし
-----	----

議題２ 共生社会の実現を目指す条例を基盤とした施策について

ご意見 浅野委員	静岡市手話言語条例骨子案について ５．市の責務で手話通訳者の設置、派遣、要請に必要な施策を実施するとあるが、それが十分なされているかどうかについて、当事者団体や市民、事業者などに対してアンケートを実施するなどして、定期的に評価をしていただきたい。不十分と評価された場合は、施策の見直しを適宜お願いしたい。 ６．市民の役割として理解を深めることが求められているが、そのためには広報の仕方が重要である。教育機関や公共団体などに積極的に情報伝達して、周知活動をお願いしたい。
回答	５ 市の責務について 手話に関する施策を総合的かつ計画的に講じていくために、「静岡市障がい者共生のまちづくり計画」に施策を定めて推進していきます。

	また、手話に関する施策の推進に当たっては、ろう者及び手話通訳者その他の手話に関わる者の意見を聴くこととし、実施状況の点検や見直しを図っていきます。 施策の進捗管理については、条例第7条第2項及び第3項において規定しました。 6 市民の役割について この条例の目指す姿である「ろう者及びろう者以外の者が共生することのできる地域社会を実現」のためには、手話への理解の促進及び手話の普及を図ることがとても重要です。いただいたご意見のとおり、手話への理解の促進及び手話の普及を図るためには、まずは広く市民に手話を知っていただく機会を増やしていくことが重要と認識しております。 条例第7条第1項においては、本市が推進する手話に関する施策の1つとして「手話への理解の促進及び手話の普及に関する施策」を定めており、今後広報を積極的に行っていく予定です。なお、具体的な周知方法等については、令和7年度に施策の推進方針を検討するための意見交換を開催する等の方法により、関係機関等からの意見をいただきながら、検討してまいります。
ご意見 井出委員	手話の理解の促進と普及に関して、児童への手話教室の開催と同様に、一般市民への手話教室の開催等は実施できないか。 恐らく視野には入っていると思いますが、手話通訳者の養成は難しいけれど理解は深めたいと言う方もいらっしゃると思います。大人でもどなたでも気軽に参加できる手話教室があると、理解の促進につながるかと思いました。
回答	いただいたご意見のとおり、市民の方からは大人向けの手話教室の開催に関するお問い合わせをいただくことがあります。現在、本市では子ども手話教室以外に、初めて手話を習う人を対象とした手話奉仕員養成講座を開催したり、地域の手話サークルをご紹介したりしています。今後は、手話奉仕員養成講座よりも気軽に誰でも参加できるような手話教室について、市民の皆様のニーズや関係機関への意見を聴きながら、ターゲットの拡大を視野にいれ、開催方法を検討してまいります。

その他 その他、静岡市の障がい者福祉施策に関することについて

ご意見 井出委員	障がい者福祉施策なので当事者に視点が集中して当然だと思いますが、ご家族や関わる方たちへの対応や施策も必要ではないかと考えます。私が全体を網羅できていないので、「既にあるよ」と言われればそこを見返しますので、教えてください。
----------------------------	--

回答	この条例は、当事者だけでなく、そのご家族や関わる皆様、手話に触れたことがない市民の皆様全体を対象とした条例です。 いただいたご意見のとおり、ご家族や関わる皆様への対応した施策も今後検討していく必要があると認識しております。 現在本市では、ご家族や関わる皆様へ対応した施策の展開はございませんが、令和7年度に施策の推進方針を検討するための意見交換を開催する等の方法により、関係機関等からのご意見をいただきながら、国や県の施策の現状把握を行いながら、適切な方法について検討してまいります。
-----------	---